

別記様式 1

会 議 録

会議の名称	第 4 回スポーツ振興審議会
開催日時	15 年 11 月 25 日(月)19 時 00 分から 21 時 00 分まで
開催場所	教育委員会 3 階会議室
出席者	渡邊会長、松島職務代理者、内田委員、鶴田委員、指田委員、(事務局)富所課長、井上係長、新井主査、神田社会教育主事
議 題	(1) スポーツ施設使用料等の適正化について (2) スポーツ施設の使用方法について (3) その他
会議資料	事前配布資料 資料 14 スポーツ施設使用料等の適正化について(提言)「案」 資料 15 スポーツ振興審議会日程(案) 資料 16 (仮称)西東京市体育館の管理・運営について 前回・前々回の会議録
会議内容	会議内容の要点記録

<p>会長</p>	<p>それでは、第4回スポーツ振興審議会を開催する。本日、伊藤委員、能智委員、蒲谷委員、田口委員、柴山委員が欠席される。定員10名のところ5名欠席である。条例は、半数以上の出席とされているので成立するので会議を進める。</p>
<p>事務局 会長</p>	<p>配布資料の確認を行う。 資料について補足説明があれば受けたい。</p>
<p>会長</p>	<p>会議録について、第2回会議録については、重複している箇所があり整理して配布させて頂いたのでよろしくお願ひしたい。10月開催の第3回の会議録については、次回までに内容確認して頂きご意見を頂ければと考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>議題に入る前に報告をしたい。10月29日インゲビル3階会議室で行われたスポーツ振興課主催「総合型地域スポーツクラブとは」の学習会があり会長と松島職務代理者が代表で参加した。(内容については省略)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議題に入りたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>1.スポーツ施設使用料等の適正化について、事務局より説明願ひたい。 前回までの2回審議をして結論が出ている。それを受けて事務局でまとめ文章化したものを提案して、承認を受けたら教育長あて提言したいと考えている。 会議録の9月分・10月分については、詳細に記載させて頂いた。本日提案させて頂いている。 資料14 スポーツ施設使用料等の適正化について(提言)「案」については、この会議録を基について作成させて頂いたと理解して頂きたい。 使用料については、今後、市の体育館が建ち上がる時に見直したいと考えている。今回市の方針に従って減免の見直しの考え方を会議録を基にこのような文章を作成させて頂いた。 それから、4番の総合体育館の3区分を4区分に変更についても、会議録を基に作成させて頂いた。本日、議題に載っている新しい体育館の今後の考え方と言うことにも影響があるところであるが、当面総合体育館の区分については、4区分にすべきであろうと言う意見を頂いているのでこのような文章化をさせて頂いた。ただし総合体育館の区分の変更については、条例事項であるので早急に対応できない部分があるが、早い時期に、使用料等見直す時期にできるのかなと思っている。ここで内容確認の意味で文面を朗読して確認する。 スポーツ施設使用料等の適正化について(提言)「案」1.使用料設定の判断基準、2.減免規定の見直し、3.減免の減免の適用範囲・減免率について、4.総合体育館の3使用区分を4使用区分に統一する。詳細は、省略。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見、修正事項等があればご意見を伺いたいと考えている。 事務局から提言案を読み上げて頂いたが、これは、2回、3回の定例会の議題として各委員の意見を文章化するよう依頼があったので、本日文章化して各委員に提案させて頂いた。内容については、各委員承認されているものである。表現等で急ぎ作成したものであるので、訂正箇所があればご意見を伺いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>文化とスポーツ施設の減免については、市長部局から早急に対応を図るように指示がありましたので、いま双方で検討していると市長部局の方に報告している。先程ほど報告させて頂いたところであるが、スポーツ振興審議会の中で事務局からいろいろの提案をさせて議論させて頂いたことは、11月の体育協会の中で市の基本方針として「使用料手数料の適正化につ</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>いて」があること、その後、スポーツ振興審議会の中で議論をして頂いている減免制度について、いままでの80%減免から変更するように検討していると言うことを11月の体育協会の理事会で出席者に説明した。それについては、質問は殆ど無かった。</p> <p>今後、教育委員会としていま準備していることは、来年4月1日施行と言う形で減免については、改正したいと思っている。減免については規則で制定しているので、規則改正については、市民周知をするので、早めに改正しなければならないと考えている。これは公共予約システムは、2ヶ月前から予約を受けている等いろいろな条件がある。そのようなことで12月の教育委員会で提案し議決が得られれば、来年の4月1日施行となる。それに向かって1月には市民説明会を行い市民周知をしていく。ご意見ご検討頂ければと思っている。</p> <p>事務局で提言の表現で訂正すべきことがあれば直して頂きたい。</p> <p>中身については、本日出席委員が少ないが、一応5名以上出席と言うことであるので、全体的なものについては承認を頂いたものとして、文章を若干いじるとすれば会長と調整させて頂きながら修正等もさせて頂くということで承認頂ければと思っている。それについては、事前に委員へは、通知して確認を得て教育長の方へ提言して行く方向付けを確認させて頂ければと思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局から説明があったように、全体的な表現については、承認し表現等については、若干事務局で調整し、それから教育長へ提言して行く方向でよろしいか。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>全員賛成。 次ぎの議題に入りたい</p>
<p>事務局</p>	<p>2. スポーツ施設の使用方法について</p> <p>新委員の構成になり今までの経過も含め「資料15 スポーツ振興審議会日程(案)」として提案させて頂いたものである。9月、10月は提言して頂いたことを協議して頂いた。11月以降について審議して頂くスケジュール日程を作成させて頂いた。12月から3回程程度の予定で新しい西東京市の体育館を来年度建替えに向かっている。管理・運営についてをご意見を頂く中で提言と言う形で文章化をして頂ければと思っている。15年9月に基本構想でスポーツ振興計画の策定が位置付けされている。来年度の予算見積りとして西東京市としての新しいスポーツニーズの把握としての市民意向調査を予定している。今後査定を見なければわからないが、その辺の動向を見ながらスポーツ振興計画策定に伴い、市民意向調査、スポーツ施設の使用料の考え方について、数ヶ月かけて議論をして頂き、協議して頂くまだはっきり予算化されていないので今のところこのような方向で進みたいと考えている。これは、あくまで(案)として理解して頂きたい。</p> <p>資料16について、本日資料提出していないので説明だけにして頂き次回に意見だし頂ければと考えている。</p> <p>(仮称)西東京市体育館の管理・運営について</p> <p>1 西東京市体育館の名称の考え方について</p> <p>(1) 西東京市新市建設計画、基本構想・基本計画により、西東京市体育館の建替えを進めてきたところであるが、16年度予算見積りに既存体育館の解体費、建設費を計上したところであり、工事等の日程は、16年度の4・5月に市体育館解体準備、具体的な内容は、スポーツ振興課の備品等の移動、処分品の振り分け利用団体の備品等の引取り、6月頃から9月までに既存体育館の解体・外構の撤去を行なう予定。建設工事の工期は、16年10月から17年12月。外構工事は18年1月から18年3月まで予定。</p>

名称の考え方については、今まで説明したように新市建設計画の流れから西東京市体育館となっているが、建設後の新体育館にふさわしい名称として変えるべきと考えている。

理由としては、体育館の規模（2,900 m²程度）からして市を代表するようなものではなく、内容からして地区体育館程度の施設との位置付けから、市民に体育館の所在もイメージできるような名称がいいのかなと考えているところである。

そのようなことから、名称は今のところ決定できないが、16年度予算見積りから（仮称）西東京市体育館と変えるものがある。

2 管理体制について

(1) 安定的な管理・運営

文化・スポーツ振興財団の活用

- 文化・スポーツ振興財団の活用については、スポーツ振興審議会では、14年10月の合併後の調整を要する施設の緊急かつ重要な個別的課題について（提言）でスポーツ振興における文化・スポーツ振興財団活用の考え方の中で、旧田無地区のスポーツ施設すべてを財団に施設運営管理の移行は市民サービスの観点から行なうべきとの意見を頂いているところである。

- 本年6月13日地方自治法の一部を改正する法律が公布され、9月2日から施行されたことにより、公の施設の管理のあり方が大幅に変更されることとなった。

改正前 管理委託制度.....地方公共団体が出資している法人、公共的団体に委託することが出来る。

改正後 指定管理者制度.....当該地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行なわせることが出来るようになった。民間事業者も指定管理者になることができる。

- 指定管理者の指定は2段階の手続きが必要である。

- 自治法244条の2第4項

指定管理者についての条例制定・改正の議会の議決を経る必要が有る。

- 自治法244条の2第5項及び第6項

条例制定後、条例規定の指定の手続きに従い指定の申請を受け、事業計画書等により指定管理者を選定し、指定管理者議会の議決を経る必要が有る。

- 安定的に運営できるのは、民間企業か文化・スポーツ振興財団か。施設運営は民間でも出来るが、事業運営も出来るか、景気に左右されない運営が行なうことが出来るかなどがポイントとなると考えられる。

その辺のところ議論をして頂き方向性が出せればと考えている。安定的な運営ができるには、どうしたら良いか伺いたい。

3 運営について

(1) 開館時間

現行のスポーツ施設は、午前9時から午後9時まで

隣接している公民館は、午後10時まで開館している、近隣住民の生活を考慮する必要が有る。

9時までは、現行開館時間であるので了解を得られるが10時までは、今までと違うので地域住民に理解が得られないと思っている。

その辺について議論をして頂きたい。近隣住民の生活基盤を踏まえて

事務局

開館時間を考えて頂ければと考えている。

(2) 休館日

定期的な休館日

定期清掃日を含めた1日程度の休館日の設定

スポーツ施設は、全て火曜日を休館日として定めているが、その辺の例に習って休館日が火曜日が良いのかどうか。一例として振替休日は月曜日になる。その辺のところのご意見を頂きたい。

全館清掃・各種設備点検休館日

全館清掃、各種設備定期点検のための年2回、数日間程度の休館日の設定

スポーツ施設は、機械のメンテナンスのため、休館日に全館清掃・各種設備点検を行っている。そこで新体育館も年数日間の機械のメンテナンスのため、休館日が必要かどうかご意見を頂ければと思っている。

(3) 使用区分

- ・ 総合体育館の件でご意見を頂いた、3時間単位の1日4区分
事務局では、3時間を4区分に考えているがその辺のところについてもご意見を頂ければと思っている。

(4) 市民優先の原則

西東京市民のための体育館との観点から、市民と市民以外の人たちの使用についての使用料金、申し込み手続きも含めて、市民優先の原則の是非について、ご意見を頂ければと思っている。

(5) 社交ダンス等の体育室使用

- ・ スポーツセンター、総合体育館、武道場の体育室はヒールカバー着用であっても使用を認めていない。使用する場合は床保護パネルを敷き使用している。(スポーツセンターのみ)
- ・ 市体育館は、ヒールカバー着用で使用を認めている。これは、床等が長年の使用で老朽化していることもあり、将来的には体育館の建替えもあると言うことで使用を認めている。
- ・ 過去の経緯として理解している範囲で説明する。

スポーツセンター、第1、第2の体育室はヒールカバー着用であっても、こすれ傷がつく、ヒールの跡がつき床が荒れる、武道系の競技は素足で使用する又バレーボールはボールを拾うとき腕等に影響があるなどから、体育協会内部で協議・検討してもらい床保護を目的として、床保護パネルを敷き使用することとなったものである。条件付で許可した経緯がある。

市体育館については、基本設計のときに説明したとおり3階部分については、展示と社交ダンスにも利用できるようにと、体育室を取組んで実施設計の中にも設計しているところである。そういう意味で社交ダンス専用ではないが使える施設を今回持てるようになる。そういう意味で床等も若干考慮しながらいま検討しているところである。3階の展示及び社交ダンスに使える体育室は、以前土足で使えることが可能だと考えていたが、スポーツ振興審議会で委員の意見の中で体育室を大事に使うには、土足ではなく、室内履きに変えるようにと意見があったので、実施設計の中では、室内履きを使用するようにいま変更しているので理解願いたい。そう言うことで改めて今回社交ダンスも使える体育施設を作らせてもらっている。それから社交ダンスが今回ほかの施設を使用させてほしい要望に対してどうするかと言うことに今非常に苦慮しているところである。委員の意見を聞きたいと考えている。

事務局	<p>4 使用料金について</p> <p>(1) 有料化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の市体育館は、市内団体は無料となっているが、建替え後は、冷暖房完備などスポーツ環境を整えることから、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に従い、原価計算、市内スポーツ施設とのバランス、近隣自治体との均衡等を考慮し有料にすべきと考えている。 ・ 市体育館建替えの利用団体説明会、市議会全員協議会で使用料の有料化については説明している。 <p>有料化については、既に意見を頂いているが改めて意見があれば頂きたいと考えている。</p> <p>(2) 市民と市民以外の料金</p> <p>市の財源によって運営されることから、使用料金については市民（市内在住・在勤・在学者）と他市からの利用者との間に料金差をつけることを考慮すべきと考えている。意見があれば伺いたい。</p>
会長	<p>5 使用の手続きについて</p> <p>(1) 公共施設予約システムの活用</p> <p>現行の予約システムが導入されているところであるが、システムの中には盛り込みながらいろいろの問題がある。今後改善されながら市民が何時でも施設の予約ができるようにとこの施設も取組みながら運用していくと考えているので、その辺の意見も伺いたい。</p> <p>その他の報告として、広域行政圏(清瀬市・東久留米市・東村山市・小平市・西東京市の5市)で運営している。数年来の課題としているものがある。圏域の市民がその中に存在するスポーツ施設について、当該市の市民並みの個人料金で使用させるよう検討されている。ただし屋外施設は、除かれている。</p> <p>内容について説明があった。これについては、先程の日程を見ると 10月 11月、12月の当審議会に対して、意見をまとめて提言するよう要望があった。本日は、検討していく時間もない。当審議会は、12月に慎重審議をして一定の結論を出して行きたいと思う。</p>
委員	<p>市のスポーツ施設は統一した規定で整備していないと良くない。資料を出してほしい。</p>
会長 委員	<p>審議会として資料提出を求める。</p> <p>確認しておきたいが、体育施設運営は財団へ移行することが決まっているのでないか。</p>
事務局	<p>市の考え方、意思決定としては財団の活用と言うことで旧田無地区の体育施設を財団に移管していくと方針は決定しているところである。ただ、方針が決定した後に自治法の改正により民間参入が参加できるということになった。ただ安定的に運営できるのはどこであろうということがある。</p> <p>意見が頂ければと考えている。</p>
会長 委員 事務局	<p>自治法の改正で民間に委託することが有り得るのか。</p> <p>有り得る。来年度、民間企業に一律情報を流さなければならぬと考えている。民間企業で経営することがそれだけメリットがあるのか不明であるが、自治法の改正の中では、現体育施設を委託しているところは3年間の猶予をもって変えるようになっている。現田無地区の体育施設は、財団に委託をしていないので新しい現行制度で考えることがあるとすると、委託先が別れる可能性があるかもしれないが、教育委員会の考え方としては、</p>

会長

当然統一的な管理・運営を考えなければ行けないので、市全体の体育施設を一本で委託をかけていくことが必要かと考えている。
新しく自治法の改正した中での事例があるので資料を参考に出したい。
(仮称)西東京市体育館の管理・運営については、12月審議して1月審議会
で文章化する方向で行きたい。協力をお願いしたい。
次回は、12月15日(月)教育委員会3階会議室で午後7時から開催する。